



さららの水

第12号

平成30年1月発行



上下水道部庁舎

平成2年11月より市民の皆様へ慣れ親しんでいただいた現上下水道部庁舎ですが、平成30年2月12日をもってその役目を終えることとなりました。

今後は川西町のクリーンセンターかしはら内に移転することとなります。今後ともよろしく願いいたします。

もくじ

- 上下水道部庁舎移転のお知らせ……P2-P3
- 開閉栓及びメーター取替のお知らせ……P3
- 市北西部における「直結配水」の実施と
工事のお知らせ……………P4
- 平成29年度水質検査結果……………P5
- 水資源の循環……………P6

上下水道部庁舎移転のお知らせ

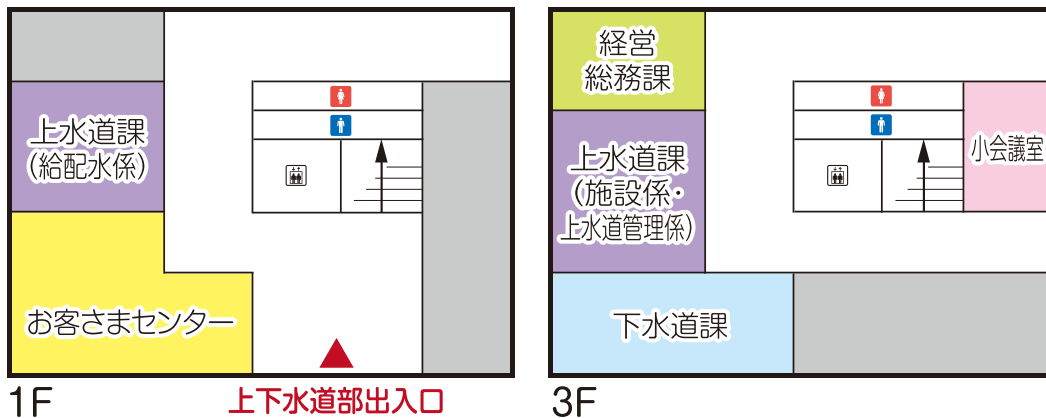
これからも、市民のみなさんへ安心・安全でおいしい水をお届けするとともに生活排水と雨水を適正に処理し、快適な生活環境を確保していきます。

上下水道部の庁舎が移転します

平成30年2月13日(火)より、上下水道部は現庁舎(小房町9番23号)からクリーンセンターかしはら内(川西町1038-2)に移転することになります。

移転に伴い、上下水道部(経営総務課・上水道課・下水道課)、お客さまセンターの住所・電話番号・FAX番号が変更になりますので、お問合せやご来庁の際はご注意ください。

フロアマップ イメージ

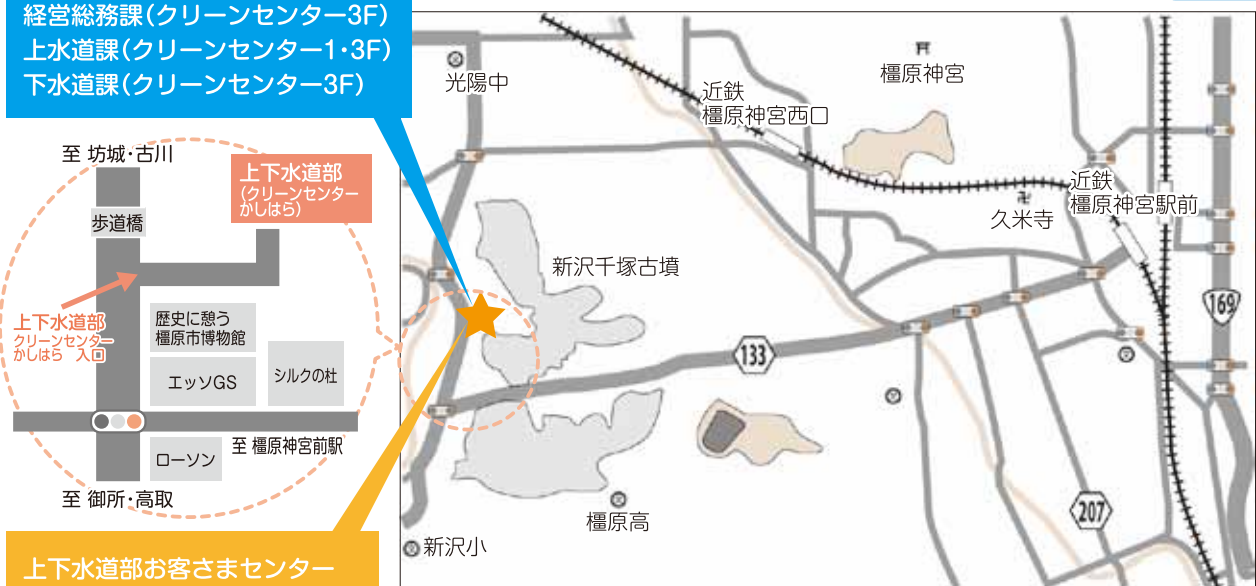


上下水道部住所	〒634-0075 小房町9番23号 ▶ 〒634-0826 川西町1038-2
上下水道部及びお客さまセンター	0744-24-0010 ▶ 0744-27-4411
水道開閉栓専用ダイヤル	0744-24-0017 ▶ 0744-27-4747
上下水道部FAX番号	0744-24-7982 ▶ 0744-27-4758

2/13(火)
から

上下水道部

経営総務課(クリーンセンター3F)
上水道課(クリーンセンター1・3F)
下水道課(クリーンセンター3F)



上下水道部お客さまセンター
(クリーンセンター1F)

●お問合せ・・・経営総務課

近鉄大和八木駅前新分庁舎に 水道開閉栓受付専用窓口を開設します

平成30年2月13日(火)にオープンとなる新分庁舎の1階に水道開閉栓受付専用窓口を開設いたします。新分庁舎にお越しの際には、ぜひご利用ください。

(※開閉栓は上下水道部庁舎内お客さまセンターやお電話・FAXでも受け付けております。)



●お問合せ・・・経営総務課

開閉栓作業について

引っ越し等で、新たに水道をご使用になる際や使用を停止される際に、上下水道部の委託業者が伺い、開閉栓作業を行っております。



メーター取替作業及びメーター取外作業について

水道メーターは計量法により使用期限が8年間と定められています。使用期限が近づいたメーターは、上下水道部の委託業者が交換いたします。また交換時期まで5年以上使用されていないメーターについては、取外しを行っております。

上記作業についてのお願いと注意点

上記作業の際、誤った開閉栓やメーターの取外しでお客さまに迷惑がかからないよう、通水の有無を確認する作業が必要となります。そのためご不在の際には、事前にお客さまのご了承をいただいた上で、敷地内に入らせていただき、外回りの蛇口や散水栓を使用する場合がございます。

またメーター取替作業中にトイレを使用されますと、空気の流入による故障の原因になる場合がありますので、極力使用をお控えください。

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

※上記作業の費用につきましては無料となっております。



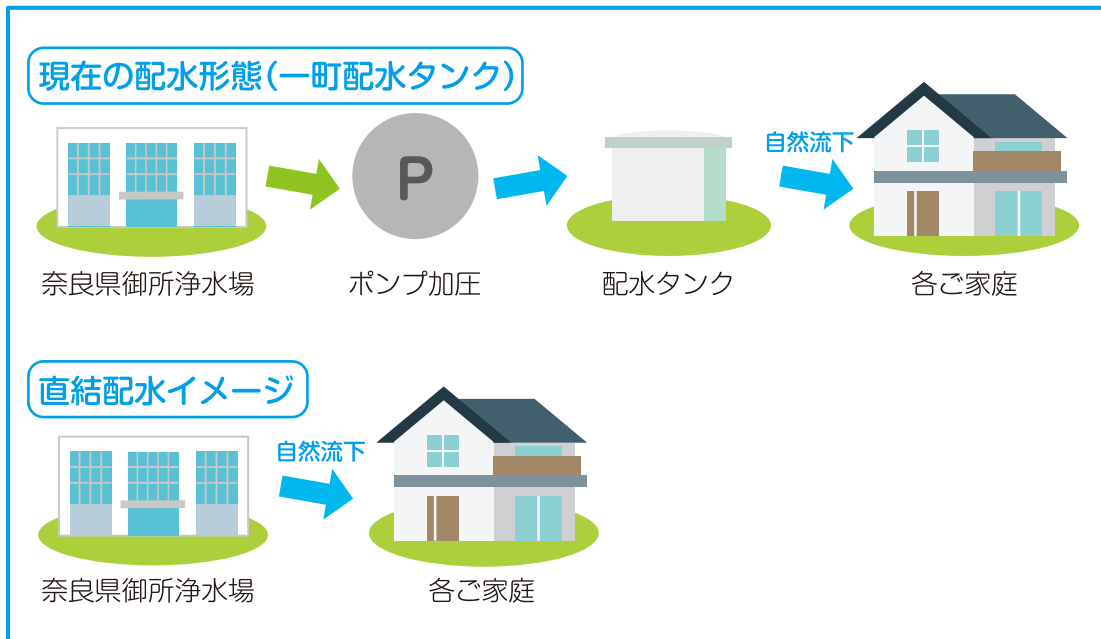
開閉栓及び
メーター取替のお知らせ

●お問合せ・・・
経営総務課

橿原市上下水道部では、「将来に向け持続する水道」を目指すため、経営基盤の強化に取り組んでいます。そのため、施設の更新費用の抑制を念頭に施設整備を行っています。その一つとして市北西部で「直結配水」の実施を進めてまいります。

直結配水

県営水道の管と市の管を繋ぐことによって、直接各家庭に配水するものです。



配水エリア

平成16年まで市北西部では、小槻配水場から配水していました。この県営水道の施設を更新し、市の管と繋ぐことで直結配水します。

小槻町・大垣町・上品寺町(一部)・曾我町(一部)・土橋町(一部)・豊田町(一部)・中曽司町・西新堂町・新口町・飯高町

※市北西部は、県営水道の管と市の管を繋ぐ場所が近接し、県営水道の送水圧も適正なため直結配水を行うのにふさわしいエリアであります。

現在の状況

すでに小槻配水場を撤去し、県営水道の管と市の管を繋ぐ工事を実施し、県営水道施設の更新工事を実施している状況です。

今後の手順と注意事項

「直結配水」は市北西部で実施しますので、このエリアをブロック化する必要があります。そのために弁操作を複数地点で行います。その際、必要に応じて断水と洗管を行います。現在、若干の遅れが生じておりますが、平成30年冬期を目標に完全切替えを目指してまいりますのでよろしくお願いいたします。

対象となる近隣の皆様には、あらかじめお知らせビラ等によって周知させていただきます。

切替え時に水道管の流れ方向・速さが変わるため、場合によっては「濁り水」が発生する可能性があります。適切に対応させていただきます。

●お問合せ…上水道課

平成29年度水質検査結果

上下水道部では、水道水を安全かつ安心して利用できるよう、毎年定める水質検査計画に基づき水質検査を実施しています。橿原市には水道水を送るための施設が白檀町と一町にあり、水道管で市内全域へ水道水を供給しています。水質基準51項目の検査結果は左表のとおりです。全て基準を満たしており、安全性が保証されていますので安心して利用してください。

番号	水質基準項目	基準値	白檀配水場系 (和田町)	一町配水場系 (雲梯町)
1	一般細菌	100個/ml以下	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.28	0.28
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.05未満	0.05未満
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.02	0.02
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.007	0.009
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.005	0.007
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	0.001未満
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.012	0.012
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004	0.006
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004	0.003
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005未満	0.005未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.005未満	0.005未満
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005未満	0.005未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.4	7.1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下	7.5	7.3
39	硬度(カルシウム・マグネシウム等)	300mg/l以下	42	39
40	蒸発残留物	500mg/l以下	79	77
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満
43	2-MIB	0.00001mg/l以下	0.000002	0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物	3mg/l以下	0.4	0.5
47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.6
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満
	残留塩素	0.1mg/l以上	0.6	0.7

毎月、橿原市ホームページに採水場所と水質検査結果を公表しています。

●お問合せ…上水道課



Q: 蛇口から白っぽい異物が出てきました。これは何でしょうか？

A: 宅内の給水器具の内面の一部が、長年の使用により剥離し、流出したものと考えられます。他にも、水道管の内面を保護するシールコーティングと呼ばれる塗装膜が同じように剥離し、ご家庭の蛇口から流出することも稀にあります。



シールコート(アクリル系)(実)1目盛は1mm

※日本水道協会「日本の水道生物-写真と解説-改訂版(平成20年2月1日版)」より転載

Q: 黒いゴム状の異物が出ましたが、これは何でしょうか？

A: 蛇口周りの劣化したパッキンや蛇口に使用されているフレキホースなどが原因として考えられます。

いずれも安全なものを使用していますので、万一誤って飲み込んでしまっても人体に問題はありませぬ。原因等がわからずご心配の場合は上水道課までご連絡ください。



蛇口のパッキン

水資源の循環と下水道の役割



出典：社団法人 日本下水道協会



※下水処理場で処理された水が海へ流れ着く前に、川の下流にある浄水場へ流れていき、そこで高度処理され、飲み水となるケースもあります。おいしく安全な水を作るためには、浄水場だけではなく、下水処理場のはたらきも非常に重要となります。

このように私たちが生活に使う水は循環しています。もし、汚れた水をそのまま河川などに放流してしまうと、きれいな水でしか生きられない魚たちが住めなくなったり、浄水場でおいしく安全な水を作れなくなったりと、私たちの生活環境や健康にも影響を及ぼします。

これからも、橿原市の自然環境を守り、安心・安全に暮らせるように下水道の整備を進めてまいりますので、下水道が整備された際には、遅れないように切り替えをお願いします。

私たちが日常生活で排出している汚水は、下水道管を通じて下水処理場へと流れていき、汚れを分解した後、川や海へ放流されます。その後、放流された水が蒸発することで雲ができ、雨となって降ってきます。降った雨は川となり、その一部が浄水場できれいにされ、私たちの飲み水となります。(※)

●お問合せ・・・下水道課

橿原市 上下水道部

検索

〒634-0075 橿原市小房町9-23
Tel. 0744-24-0010(代)

編集発行：橿原市上下水道部

橿原市ホームページ、トップページのカテゴリ「上水道」または「下水道」をクリックすることで、橿原市上下水道部ホームページが開きます。